

# いちき串木野市木造住宅耐震改修工事業費補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、いちき串木野市建築物耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、木造住宅の耐震改修工事を実施する者に対し、市長が予算の範囲内において交付する補助金（以下「補助金」という。）について、いちき串木野市補助金等交付規則（平成17年いちき串木野市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 いちき串木野市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱（平成28年いちき串木野市告示第 号。以下「耐震診断補助要綱」という。）第2条第1号に規定する木造住宅をいう。
- (2) 耐震診断 耐震診断補助要綱第2条第2号に規定する耐震診断をいう。
- (3) 耐震改修工事 耐震診断の結果、一般診断法による上部構造評点又は精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。以下同じ。）による上部構造耐力の評点が1.0未満であったものについて当該評点を1.0以上にし、かつ、地盤及び基礎が構造耐力上安全になるように補強する工事（これに伴う実施設計及び工事監理を含む。）をいう。

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 耐震改修工事を実施する木造住宅の所有者又は居住者であること。
- (2) 前号に規定する所有者と居住者とが異なる場合は、当該所有者及び居住者双方が耐震改修工事の実施について同意していること。
- (3) 市税等の滞納がないこと。

(補助対象経費及び補助金額)

**第4条** 補助金の交付の対象となる経費は、耐震改修工事に要する経費（実施設計費及び工事監理費を含む。）とする。

2 補助金の額は、前項に規定する対象経費に100分の23を乗じて得た額

(その額が30万円を超えるときは1棟につき30万円とし、その額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額)

3 補助金の交付は、同一の木造住宅1棟につき1回限りとする。

(工事内容の協議)

**第5条** 補助金の交付申請をしようとする者は、耐震改修工事の実施に関する契約を施工者と締結する前に市長と協議を行い、その内容について助言又は指導を受けなければならない。

(補助金の交付申請)

**第6条** 規則第3条の補助金等の交付申請書(以下「交付申請書」という。)は、様式第1号によるものとし、添付すべき書類は次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 耐震診断補助要綱に基づく補助金の交付を受けた場合

ア 耐震改修工事実施計画書(様式第2号)

イ 耐震改修工事に係る見積書の写し(耐震改修工事を実施しようとする施工業者等の発行するものに限る。)

ウ 耐震改修工事計画図面

エ 耐震改修工事実施同意書(様式第3号)

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 耐震診断補助要綱に基づく補助金の交付を受けていない場合

ア 前号アからエまでに掲げる書類

イ 耐震改修工事を実施する木造住宅の確認通知書、検査済証、登記簿謄本その他木造住宅の所有者及び建築年月日が記載された書類(官公署の発行したものに限り。)のいずれかの写し

ウ 耐震改修工事を実施する木造住宅の付近見取図(当該木造住宅の位置が特定できる程度のものとする。)

エ 耐震改修工事を実施する木造住宅の配置図(当該木造住宅の配置が特定できる程度のものとする。)

オ 耐震改修工事を実施する木造住宅の平面図(延べ面積の算出ができるものとする。)

カ 耐震診断結果報告書

キ アからカまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、その提出部数は、木造住宅1棟につき1部とする。

(決定の通知)

**第7条** 規則第6条の補助金等の交付決定通知書は、様式第4号によるものとする。

(中間検査)

**第8条** 補助事業者等は、耐震改修工事における主な耐震補強箇所を目視で確認できる時期に、当該耐震改修工事の適正な施行について市長の行う中間検査を受けなければならない。

2 前項の中間検査を受けようとする補助事業者等は、耐震改修工事中間検査申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、中間検査の5日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 設計監理業務契約書の写し
- (2) 耐震改修工事請負契約書の写し
- (3) 耐震改修図面
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前項の規定により申請書の提出があったときは、市長は、当該申請に係る耐震改修工事が適正に実施されているかどうか検査しなければならない。

4 市長は、前項の規定による検査をしたときは、その結果を耐震改修工事中間検査結果通知書(様式第6号)により当該補助事業者等に通知するものとする。

5 市長は、第3項の規定による検査の結果、耐震改修工事が適正に実施されていないと認めるときは、遅滞なく補助事業者等に対し必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

6 前項の規定による指示を受けた補助事業者等は、その指示に対する是正について市長の確認を受けなければ、中間検査後の工程に係る工事を施行してはならない。

7 市長は、補助事業者等が第5項の規定による指示に従わないときは、当該補助事業者等に対する補助金交付決定を取り消すことができるものとする。

(補助事業等の内容等の変更)

**第9条** 規則第7条第1項の補助事業等の内容等の変更事由は、補助金の交付決定額の増減を伴う変更があった場合とする。

2 規則第7条第1項の補助事業等の計画変更申請書は、様式第7号によ

るものとし、当該申請書に次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 変更後の耐震改修工事に係る見積書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

**第10条** 規則第7条第2項の補助金等の変更決定通知書は、様式第8号によるものとする。

(実績報告)

**第11条** 規則第13条の補助事業等の実績報告書（以下「実績報告書」という。）は、様式第9号によるものとし、当該報告書に次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 耐震改修工事監理報告書（様式第10号）
- (2) 耐震改修工事に係る請求書又は領収書の写し（耐震改修工事を実施した施工業者等の発行するものに限る。）
- (3) 補助金（変更）交付決定通知書の写し
- (4) 耐震改修工事中間検査結果通知書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業が完了した日の翌日から起算して1月以内又は事業実施年度の3月末日のいずれか早い日とし、その提出部数は、1部とする。

(補助金の額の確定)

**第12条** 規則第14条の補助金等の確定通知書は、様式第11号によるものとする。

(補助金の交付)

**第13条** 規則第16条第1項の補助金等の交付請求書は、様式第12号によるものとする。

(その他)

**第14条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

木造住宅耐震改修工事事業費補助金交付申請書

年 月 日

いちき串木野市長 様

申請者 住所  
氏名 ⑩  
電話番号

年度において、木造住宅耐震改修工事を実施したいので、下記のとおり補助金を交付くださるよう、いちき串木野市補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、申請に当たり、市が市税等の収納状況を調査することに同意します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 関係書類
  - (1) 耐震診断補助要綱に基づく補助金の交付を受けた場合
    - ア 耐震改修工事实施計画書
    - イ 耐震改修工事に係る見積書の写し（耐震改修工事を実施しようとする施工業者等の発行するものに限る。）
    - ウ 耐震改修工事計画図面
    - エ 耐震改修工事实施同意書
  - (2) 耐震診断補助要綱に基づく補助金の交付を受けていない場合
    - ア 前号アからエまでに掲げる書類
    - イ 耐震改修工事を実施する木造住宅の確認通知書、検査済証、登記簿謄本その他木造住宅の所有者及び建築年月日が記載された書類（官公署の発行したものに限る。）のいずれかの写し
    - ウ 耐震改修工事を実施する木造住宅の付近見取図（当該木造住宅の位置が特定できる程度のものとする。）
    - エ 耐震改修工事を実施する木造住宅の配置図（当該木造住宅の配置が特定できる程度のものとする。）
    - オ 耐震改修工事を実施する木造住宅の平面図（延べ面積の算出ができるものとする。）
    - カ 耐震診断結果報告書

様式第2号（第6条関係）

耐震改修工事実施計画書

年 月 日

いちき串木野市長 様

住所

氏名

㊞

木造住宅の耐震改修工事を下記のとおり実施します。

記

1 耐震改修工事を実施する木造住宅の概要

- (1) 所在地 いちき串木野市
- (2) 用途 専用住宅 併用住宅（具体的な用途 \_\_\_\_\_）
- (3) 延べ面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>（うち居住部分 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>）
- (4) 階数 \_\_\_\_\_
- (5) 建築年月 \_\_\_\_\_ 年 月（着工 \_\_\_\_\_ 年 月）
- (6) 所有者 氏名 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_

2 耐震改修工事の設計監理を実施する耐震診断事務所（耐震診断技術者）の概要

- (1) 所在地 \_\_\_\_\_
- (2) 事務所名 \_\_\_\_\_ ㊞
- (3) 登録番号 \_\_\_\_\_
- (4) 代表者名 \_\_\_\_\_
- (5) 電話番号 \_\_\_\_\_
- (6) 耐震診断技術者氏名 \_\_\_\_\_ ㊞
- (7) 講習会受講番号 \_\_\_\_\_

3 耐震改修工事を行う施工業者の概要

- (1) 所在地 \_\_\_\_\_
- (2) 施工業者名 \_\_\_\_\_

(3) 代表者名

(4) 電話番号

#### 4 補助対象経費

|         |       |
|---------|-------|
| 耐震改修工事費 | 円(税込) |
| 耐震設計費   | 円(税込) |
| 工事監理費   | 円(税込) |
| 合計      | 円(税込) |

#### 5 耐震改修工事の予定期間

年 月 日から 年 月 日まで

6 耐震診断の方法 一般診断法 精密診断法

7 耐震診断結果（一般診断法による上部構造評点又は精密診断法による上部構造耐力の評点）

|    | 改修前 |   |   |   | 改修後 |   |   |   |
|----|-----|---|---|---|-----|---|---|---|
|    | X   | 点 | Y | 点 | X   | 点 | Y | 点 |
| 1階 | X   | 点 | Y | 点 | X   | 点 | Y | 点 |
| 2階 | X   | 点 | Y | 点 | X   | 点 | Y | 点 |
| 3階 | X   | 点 | Y | 点 | X   | 点 | Y | 点 |

#### 8 添付書類

(1) 補強計画後の診断表

(2) 耐震診断を実施しようとする木造住宅の外観写真（2面以上）

(3) 耐震診断技術者の建築士免許証の写し

(4) 耐震診断技術者の鹿児島県木造住宅耐震技術講習会受講修了証の写し

様式第3号（第6条関係）

耐震改修工事実施同意書

年 月 日

いちき串木野市長 様

借主（貸主） 住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号

私が、居住（所有）している下記の木造住宅の耐震改修工事を実施することについては、同意します。

記

所在地 いちき串木野市



様式第4号（第7条関係）

木造住宅耐震改修工事業費補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

いちき串木野市長



年 月 日付けで申請のあった 年度木造住宅耐震改修工事業費補助金については、いちき串木野市補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

補助金の額 金 円

様式第5号（第8条関係）

耐震改修工事中間検査申請書

年 月 日

いちき串木野市長 様

申請者 住所  
氏名 ⑩  
電話番号

年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知のあった下記の  
木造住宅に対する耐震改修工事中間検査を受けたいので関係書類を添  
えて申請します。

記

- 1 所在地 いちき串木野市
- 2 耐震診断事務所及び耐震診断技術者
  - (1) 所在地
  - (2) 事務所名 ⑩
  - (3) 登録番号
  - (4) 代表者名
  - (5) 電話番号
  - (6) 耐震診断技術者氏名 ⑩
  - (7) 講習会受講番号
- 3 中間検査の工程に達する年月日 年 月 日（予定）
- 4 関係書類
  - (1) 設計監理業務契約書の写し
  - (2) 耐震改修工事請負契約書の写し
  - (3) 耐震改修図面

様式第6号（第8条関係）

耐震改修工事中間検査結果通知書

第 号  
年 月 日

様

いちき串木野市長



年 月 日付けで申請のあった木造住宅に対する耐震改修工事中間検査を実施したので、その結果を下記のとおり通知します。

記

1 所在地 いちき串木野市

2 検査年月日 年 月 日

3 検査結果

耐震改修工事が適切に実施されていると認めます。

耐震改修工事が適切に実施されていないと認めるため、次のとおり指示します。

様式第7号（第9条関係）

木造住宅耐震改修工事業費補助金変更申請書

年 月 日

いちき串木野市長 様

申請者 住所  
氏名 ⑩

年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知のあった  
年度木造住宅耐震改修工事を下記のとおり変更したいので、いちき串木  
野市補助金等交付規則第7条の規定により、変更後の耐震改修工事に係  
る見積書の写しを添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円  
前回補助金交付申請額 金 円  
（うち前回までの決定額 金 円）

2 計画変更の理由

様式第8号（第10条関係）

木造住宅耐震改修工事業費補助金変更交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

いちき串木野市長



年 月 日付けで申請のあった 年度木造住宅耐震改修工  
事の変更については、いちき串木野市補助金等交付規則第7条の規定に  
より承認し、下記のとおり変更決定しましたので通知します。

記

補助金の額 金 円  
（前回までの決定額 金 円）

様式第9号（第11条関係）

木造住宅耐震改修工事業費補助金実績報告書

年 月 日

いちき串木野市長 様

補助事業者 住所

氏名

⑩

年 月 日付け第 号の補助金交付決定通知に基づき  
年度木造住宅耐震改修工事を実施したので、いちき串木野市補助金等交  
付規則第13条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

関係書類

- (1) 耐震改修工事監理報告書
- (2) 耐震改修工事に係る請求書又は領収書の写し（耐震改修工事を実  
施した施工業者等の発行するものに限る。）
- (3) 補助金（変更）交付決定通知書の写し
- (4) 耐震改修工事中間検査結果通知書の写し

様式第10号（第11条関係）

耐震改修工事監理報告書

年 月 日

様

耐震診断事務所 所在地  
事務所名  
代表者名 ㊟  
電話番号  
耐震診断技術者 氏名 ㊟

下記の木造住宅の耐震改修工事について、設計図書のとおり実施されていることを確認したので報告します。

記

1 耐震改修工事を実施した木造住宅の概要

- (1) 所在地 いちき串木野市  
(2) 用途 専用住宅 併用住宅（具体的な用途）  
(3) 延べ面積  $m^2$ （うち居住部分  $m^2$ ）  
(4) 階数  
(5) 建築年月 年 月（着工 年 月）  
(6) 所有者 氏名  
住所

2 耐震改修工事を実施した施工業者の概要

- (1) 所在地  
(2) 施工業者名  
(3) 代表者名  
(4) 電話番号

3 工事完了年月日 年 月 日

4 耐震診断の方法 一般診断法 精密診断法

5 耐震改修工事後の耐震診断結果（一般診断法による上部構造評点又は精密診断法による上部構造耐力の評点）

|    | 改修前 |   |   |   | 改修後 |   |   |   |
|----|-----|---|---|---|-----|---|---|---|
|    | X   | 点 | Y | 点 | X   | 点 | Y | 点 |
| 1階 | X   | 点 | Y | 点 | X   | 点 | Y | 点 |
| 2階 | X   | 点 | Y | 点 | X   | 点 | Y | 点 |
| 3階 | X   | 点 | Y | 点 | X   | 点 | Y | 点 |

6 添付書類

- (1) 耐震改修図面
- (2) 耐震改修工事の施工前及び施工後の写真



様式第11号（第12条関係）

木造住宅耐震改修工事業費補助金交付確定通知書

第 号  
年 月 日

様

いちき串木野市長



年 月 日付けで実績報告のあった 年度木造住宅耐震改修工事業費補助金については、いちき串木野市補助金等交付規則第14条の規定により、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

- 1 交付確定額 金 円
- 2 次に掲げる場合においては、補助金の交付確定を取り消し、又は、既に交付した補助金がある場合は、その全部若しくは一部の返還を求めます。
  - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付確定を受けたとき。
  - (2) 補助金の交付確定の内容又は、これに付した条件に違反したとき
  - (3) 対象工事が市長の定める期間内に完了しないとき。
- 3 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除は、改修工事費より耐震改修補助金額を差引いた額で申告すること。

様式第12号（第13条関係）

木造住宅耐震改修工事事業費補助金交付請求書

年 月 日

いちき串木野市長 様

補助事業者 住所  
氏名 ⑩

年 月 日付け第 号の補助金交付確定通知に基づく  
年度木造住宅耐震改修工事事業費補助金を交付くださるよう、いちき串  
木野市補助金等交付規則第16条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

振込先

金融機関名  
預金口座番号  
当座・普通 号  
(フリガナ)  
口座名義人

※フリガナ、口座番号の確認できる通帳の写しを添付すること